

## HOYA グループ人権方針

### 1. 基本的な考え方

HOYA グループが事業を行ううえで、人権の尊重は最も重要な原則のひとつです。HOYA グループは、事業活動を通じて、社内外のさまざまなステークホルダーの人権に影響を与える可能性があることを認識し、自らが人権侵害をしないことに加え、人権侵害を助長しないよう努めます。

本方針は、HOYA グループの企業理念、経営基本原則に基づいた方針であり、HOYA グループによる人権尊重の姿勢を明確にするものです。

### 2. 本方針の適用範囲

本方針は、HOYA グループのすべての役員と従業員に適用します。また、HOYA グループのサプライチェーン上の企業及びその他のビジネスパートナーに対しても、本方針に基づき、人権を尊重し、侵害しないようにしていただくことを期待して働きかけていきます。

### 3. 国際規範への準拠

HOYA は、以下の国際的な規範を支持し、尊重します。

- ・国連「国際人権章典」\*1
- ・国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」\*2
- ・国連「ビジネスと人権に関する指導原則」\*3
- ・国連「グローバルコンパクト」の 10 原則\*4

\*1 国際人権章典は、「世界人権宣言」とこれを条約化した「市民的および政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」の3つの文章の総称です。

\*2 「労働における基本的原則および権利に関する宣言」は、「結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認」「強制労働の廃止」「児童労働の撤廃」「雇用及び職業における差別の排除」「安全で健康的な労働環境」の5つの分野を、労働において最低限守られるべき基準として定めたものです。

\*3 「ビジネスと人権に関する指導原則」は、ビジネスと人権の課題について「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」の3つの枠組において国家や企業が具体的に実行していくための行動規範です。

\*4 「グローバルコンパクト」は、「人権」「労働」「環境」「透明性と腐敗防止」の4分野において企業が遵守すべき10原則を定めたものです。

HOYA グループは、事業活動を行う各国・地域の法令を遵守します。当該国・地域の法

令と国際的な人権規範が相反する場合には、当該国・地域の法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権を尊重する方法を追究します。

#### 4. 人権尊重の実践

##### 1) 人権デュー・ディリジェンスの実施

事業活動における人権リスクを評価し、特定した負の影響を防止・軽減する取り組みを行っていきます。

##### 2) 救済措置

社内のみならず社外のサプライヤーやビジネスパートナーも含めて、人権に関する通報や相談ができる体制を整え、人権への負の影響を引き起こした、または、これを助長したことが明らかになった場合には、適切な手段を通して是正に努めます。

##### 3) 対話

事業活動により人権に影響を受けるステークホルダーとの建設的な対話・協議を適時行い、課題の理解や改善・解決に努めます。

##### 4) 啓発活動（教育）

役員・従業員が本方針を理解し、一人ひとりの業務において本方針に基づいた行動が実践されるよう、啓発活動を実施します。

##### 5) 情報開示

人権への負の影響に対処するための取り組みの進捗を定期的に開示します。

#### 5. 人権課題への取り組み（具体的課題）

HOYA グループの事業活動に関して、以下の人権課題を特に重要な社会的責務と認識し、改善・解決に向けて努力します。

1) 強制労働・児童労働の禁止：HOYA グループ内およびそのサプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身売買を禁止します。

2) 差別・ハラスメントの排除：人種、国籍、性別、宗教、信条、出生、年齢、心身の障がい、性的指向、社会的身分等を理由とした不当な差別的取り扱いやハラスメントを行いません。

3) 労働安全衛生：職場における事故、災害や怪我を防止し、職場の安全確保に努め

ます。

- 4) 結社の自由と団体交渉権：各国・地域の法令で認められた範囲において、労働者の結社の自由と団体交渉権を尊重します。
- 5) 労働時間と賃金：各国・地域において適用される労働時間と賃金に関する法令を遵守します。
- 6) プライバシーに対する権利：個人のプライバシーを保護する権利を尊重し、全ての情報を正当な業務上の目的のために、細心の注意を払って取り扱います。
- 7) サプライチェーンにおける人権課題：HOYA グループのみならずサプライチェーンにおける法令順守や人権保護が重要であるとの認識のもと、責任ある調達を実施します。

#### 6. 本方針の承認

本方針は、HOYA 株式会社取締役会において承認されました。

(2022年10月27日 制定)